

加賀市都市計画法施行細則をここに公布する。

平成30年 3月31日

加賀市長

加賀市都市計画法施行細則

〔平成30年3月31日〕  
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和44年法律第100号。以下「法」という。)の施行に関し、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第32条に規定する同意を得たことを証する書面 開発行為(変更)の同意書(様式第1号)
- (2) 法第32条に規定する法定外公共物(加賀市法定外公共物管理条例(平成17年加賀市条例第48号)第2条に規定するものをいう。)に関する同意を得たことを証する書面 法定外公共物に関する同意書(様式第2号)
- (3) 法第32条に規定する協議の経過を示す書面 管理予定者との協議経過書(開発行為変更)(様式第3号)
- (4) 法第34条の2第1項の規定による協議の申請書 開発行為協議申請書(様式第4号)
- (5) 法第34条の2第1項の規定による協議成立の通知書 協議成立の通知書(様式第5号)
- (6) 法第35条に規定する許可の通知書 開発行為許可通知書(様式第6号)
- (7) 法第35条に規定する不許可の通知書 開発行為不許可通知書(様式第7号)

- (8) 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項に規定する変更の協議の申請書  
開発行為変更協議申請書(様式第8号)
- (9) 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項に規定する変更の協議成立の通知書  
変更協議成立の通知書(様式第9号)
- (10) 法第81条第4項に規定する標識の設置による公示 都市計画法による命令の公示(様式第10号)
- (11) 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書 身分証明書(様式第11号)
- (12) 省令第16条第2項に規定する設計説明書 設計説明書(変更)(様式第12号)
- (13) 省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類 工事施工区域内の権利者の同意書(様式第13号)
- (14) 省令第36条第1項に規定する開発登録簿の調書 開発登録簿(調書)(様式第14号)  
(開発行為許可申請書の添付図書)

第3条 法第29条の規定による開発行為の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、開発行為許可申請書(省令第16条第1項に規定する申請書をいう。以下同じ。)に、法及び省令に規定するもののほか、次に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域(法第4条第13号に規定する開発区域をいう。以下同じ。))の面積が1ヘクタール未満のものに限る。)にあっては、第8号及び第9号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

- (1) 開発区域内の土地の登記事項証明書
- (2) 開発区域の地籍図
- (3) 開発区域の求積図(縮尺600分の1以上)
- (4) 開発区域及びその周辺の現況写真
- (5) 流量計算表
- (6) 委任状
- (7) 開発区域の権利者の印鑑証明書
- (8) 申請者の納税証明書(最近2箇年における国税、県税及び市税に係るもの。以下同じ。)、  
財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び財産目録、個人にあっては収支計算  
に関する書類。以下同じ。)、主要取引金融機関の取引証明書その他資力を証する書類

(9) 工事施工者の納税証明書、財務諸表、損益計算書、工事経歴書、他の法令による登録又は免許の証明書その他工事の施工に関する能力を証する書類

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(開発許可標の掲示)

第4条 法第35条第1項の規定により許可を受けた者は、当該開発行為に係る工事の期間中、その工事現場の見やすい場所に開発許可標(様式第15号)を掲示しなければならない。

2 前項の開発許可標の記載事項に変更があったときは、当該開発許可標を掲示すべき者は、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。

(開発行為の変更の許可)

第5条 法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(様式第16号)に省令に規定するもののほか、第3条に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、法第35条の2第1項の許可又は不許可の処分を決定したときは、当該申請者に対し、開発行為変更許可通知書(様式第17号)又は開発行為変更不許可通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(開発行為の軽微な変更の届出)

第6条 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書(様式第19号)により行わなければならない。

2 前項に規定する届出書には、第3条に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の届出があったときは、当該届出者に対し、開発行為変更届出書受理通知書(様式第20号)を送付するものとする。

(建築制限等の適用除外の申請)

第7条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者(以下この条において「法第37条の申請者」という。)は、建築等着工承認申請書(様式第21号)に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 建築物又は特定工作物を建築し、又は建設しようとする土地(以下「土地」という。)の現況図及び付近の見取図及び現況写真

(2) 土地利用計画図

- (3) 開発区域の造成計画平面図
- (4) 建築物又は特定工作物の配置図及び平面図
- (5) 法第37条の申請者が土地の利用に関する権利を有することを証する書類
- (6) 開発区域の工事の状況及びその工事と建築工事又は特定工作物建設工事との関係を示す図書

2 前項の申請に係る承認又は否認の処分を決定したときは、法第37条の申請者に対し、建築等承認通知書(様式第22号)又は建築等否認通知書(様式第23号)によりその旨を通知するものとする。

第8条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、制限区域内における建築の許可申請書(様式第24号)に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 建築物を建築しようとする土地の現況図及び付近の見取図及び現況写真
- (2) 建物配置図(敷地の面積、建築物等の位置及び壁面の位置を記入したもの)
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図(最高の高さを記入したもの)

2 前項の申請に係る許可又は不許可の処分を決定したときは、当該申請者に対し、制限区域内における建築の許可通知書(様式第25号)又は制限区域内における建築の不許可通知書(様式第26号)によりその旨を通知するものとする。

第9条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者(以下この条において「法第42条の申請者」という。)は、予定建築物等の用途変更許可申請書(様式第27号)に第7条第1号から第5号までに掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の申請に係る許可又は不許可の処分を決定したときは、予定建築物等の用途変更許可通知書(様式第28号)又は予定建築物等の用途変更不許可通知書(様式第29号)によりその旨を通知するものとする。

(工事完了の届出)

第10条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、省令第29条に規定する工事完了届出書を、開発行為に関する工事のうち公共施設(法第4条第14項に規定する公共施設をいう。)に関する工事を完了したときは同条に規定する公共施設工事完了届出書を次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完成写真

(2) 工事中の施工写真

(工事検査終了済書)

第11条 市長は、法第36条第2項の規定により、前条の届出があったときは、それを検査し、適正と認めるときは、工事検査終了済書(様式第30号)を当該開発許可を受けた者に交付するものとする。

(検査済証)

第12条 法第36条第2項の検査済証の交付は、地目変更の登記が終了したときとする。この場合において公共施設の用に供する土地については、国、県又は市への所有権移転の登記の手続きが終了したときとする。

(地位の承継の届出)

第13条 法第44条の規定により被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継した者は、地位の承継届出書(様式第31号)に当該地位を承継したことを証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、届出者に地位の承継届出書受理通知書(様式第32号)を送付するものとする。

(地位の承継の承認申請)

第14条 法第45条の規定する承認を受けようとする者は、地位の承継承認申請書(様式第33号)に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 法第45条に規定する権原を取得したことを証する書類

(2) 第3条第8号に掲げる図書(同条の規定により当該図書を添付する必要がある開発行為に係るものに限る。)

2 前項の申請に係る承認又は否認の処分の決定をしたときは、当該申請者に対し地位の承継承認通知書(様式第34号)又は地位の承継不承認通知書(様式第35号)によりその旨を通知するものとする。

(開発登録簿の写しの交付)

第15条 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書(様式第36号)を市長に提出するものとする。

(書類の提出部数)

第16条 法、省令又はこの規則の規定(前条の申請書は除く。)により市長に提出する申請書及び

届出書の提出部数は、正副1部ずつとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

開発行為(変更)の同意書

様

管理者 職 名  
氏 名

次の開発行為は、管理上支障がないものと認め、同意します。

1. 関係する公共施設
2. 開発行為の申請者の住所及び氏名
3. 開発区域の地名及び地番
4. 開発区域の面積
5. 開発行為(変更)の目的

備考 題名及び5の不要の部分は、抹消すること。

法定外公共物に関する同意書

様

年 月 日付で申請のあった加賀市所管の法定外公共物を開発区域に含めること及び新たに設置する公共施設のうち、加賀市財産とすることについては、都市計画法第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり同意する。

加賀市長



記

1. 開発行為の場所
2. 開発行為の目的
3. 開発区域の面積
4. 工期
5. 加賀市所管の法定外公共物の所在、面積
  - (1)所在
  - (2)面積

道 路	水 路
その他	合 計
6. 都市計画法第40条第1項の規定による相互帰属の面積(予定)
  - (1)申請人に帰属する面積

道 路	水 路
その他	合 計
  - (2)加賀市に帰属する面積

道 路	水 路
その他	合 計
7. 新たに設置し加賀市に帰属することとなる公共施設に含まれる旧施設の面積(予定)

道 路	水 路
その他	合 計
8. 相互帰属が不適当となる施設の面積(予定)

道 路	水 路
その他	合 計
9. 開発許可を受けた者は、当該行為を途中で中止したときは、遅滞なく報告すること。
10. 開発行為の完了公告の後、速やかにこの写しを添付し相互帰属の申し出をすること。
11. 相互帰属が不適当となった施設については、加賀市長の指示に従うこと。



様式第3号(第2条関係)

管理予定者との協議経過書(開発行為変更)

開発区域の 地名地番		
公共施設の名称		
協議項目	協議内容	協議結果
設計		
管理方法		
土地の帰属		
費用の負担		
その他		
協議年月日	開発行為申請者 (代表者)	
	協議指導者 (管理者)	

備考 題名の不要部分は、抹消すること

様式第4号(第2条関係)

年 月 日

開発行為協議申請書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申請します。

(宛先)加賀市長

協議申請者 職 名  
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の地名地番	
	2 開発予定区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施工者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 その他必要な事項	
※受付番号		年 月 日 第 号
※許可番号		年 月 日 第 号

備考 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載

様式第5号(第2条関係)

年 月 日

協議成立の通知書

(職 名)

(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった開発行為の協議は、都市計画法第34条の2第1項の規定により、下記のとおり協議が成立しました。

記

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の地名地番	
	2 開発予定区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施工者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 その他必要な事項	

協議に付した条件

様式第6号(第2条関係)

年 月 日  
第 号

開発行為許可通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった開発行為は、都市計画法第29条の規定により、下記のとおり許可します。

記

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の地名地番	
	2 開発予定区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施工者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 その他必要な事項	

許可条件

第 号  
年 月 日

開発行為不許可通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付で申請のあった開発行為は、下記の理由により不許可とします。

記

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、石川県開発審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

開発行為変更協議申請書

都市計画法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1規定により、開発行為の変更協議を申請します。

(宛先)加賀市長

協議申請者 職 名  
氏 名

区 分		変更前	変更後
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の地名地番		
	2 開発区域の面積		
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施工者住所氏名		
	5 その他必要な事項		
開発協議成立年月日・番号			
変更の理由			
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 許可番号	年 月 日 第 号		

備考 1. ※印のある欄は、記載しないこと。

2. 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

3. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式第9号(第2条関係)

年 第 号  
月 日

変更協議成立の通知書

(職 名)

(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更協議は、都市計画法第35条の2第4項において準用する都市計画法第34条の2第1項の規定により、下記のとおり協議が成立しました。

記

	区 分	変更前	変更後
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の地名地番		
	2 開発区域の面積		
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施工者住所氏名		
	5 その他必要な事項		

協議に付した条件

様式第10号(第2条関係)

都市計画法による命令の公示

(土地又は工作物等の)所在地

命令を受けた者の氏名

この(土地又は工作物等)は、都市計画法に違反しているので、  
年 月 日付  
けで、同法第81条の規定に基づき  
を命じた。

注

1. この標識を損壊した者は、公文書毀損罪<sup>きそん</sup>で罰せられます。

2. この命令に違反して、  
を行った場合は罰せられます。

3. 年 月 日  
水道事業者名  
電気事業者名  
ガス事業者名  
に対して  
水道  
電気  
ガス  
の供給の申込みの承諾  
を留保するよう要請しています。

年 月 日

加賀市長





様式第11号(第2条関係)

(表)

↑ 9 cm	第 号
	身分証明書
	所 属
	職氏名
	年 月 日生
	上記の者は、都市計画法第 82 条第 1 項の規定により、立入 検査を行うものであることを証明する。
	年 月 日発行
	加賀市長 印
	← 6 cm →

(裏)

都市計画法抜粋
(立入検査)
第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその 命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行 うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当 該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において 行われている工事の状況を検査することができる。
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、 その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、 これを提示しなければならない。
4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために 認められたものと解してはならない。

設計説明書(変更)

①設計者の住所及び氏名		住所 氏名	登録番号 電話 - -				
②開発区域(工区)の地名地番							
③申請者の住所及び氏名							
設計方針	④目的						
	⑤基本方針						
	⑥その他						
土地の現況	⑦地域(地区、街区等)	都市計画区域	用途地域	その他の地域(地区、街区等)			
	⑧地目	区分	宅地	農地	山林	その他	合計
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		比率	%	%	%	%	100.00 %
	⑨所有別	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		比率	%	%	%	%	100.00 %
	⑩摘要						
	⑪土地の地形、地質及び措置						
⑫土地の利用計画	区分	宅地用地	道路用地	公園・緑地・広場用地	その他用地	合計	
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比率	%	%	%	%	100.00 %	
⑬街区の計画							
	種類	計画概要			⑭管理予定者		
公共施設の整備計画	⑮道路	幅員	全長	勾配	路面		
		接続道路名及び管理者					
	⑯排水施設	方法	構造				
		放流先名及び管理者					
	⑰給水施設						
	⑱ガス供給施設						
	⑲公園、緑地、広場						
	⑳街路照明						
㉑消火水							
㉒公益的施設							
㉓その他							

記入の要領については、裏面「備考」を参考にしてください。

## 備考

1. 題名の不要の部分は、抹消すること。
2. ①設計者住所及び氏名欄の登録番号は、設計者が石川県開発行為設計資格登録簿に登録されている場合にその番号を記入すること。
3. ④目的欄には、開発区域の使用目的、分譲、建て売り又は社員住宅の別等を記入すること
4. ⑤基本方針欄には、計画上特に配慮した点を記入すること。
5. ⑥その他欄には、土捨場及び土取場の位置並びに土砂の搬入及び搬出の方法、経路等を記入すること。
6. ⑦地域(地区、街区等)欄には、都市計画区域内外の別、都市計画区域内の場合は、用途地域その他の区分名等を記入すること。
7. ⑩摘要欄には、現況図の補足説明を記入すること。
8. ⑪土地の地形、地質及び措置欄には、土地の勾配及び切土又は盛土の別、土の置換え、擁壁等の措置を記入すること。
9. ⑬街区の計画欄には、宅地の区割りの大きさ及び数を記入すること。
10. ⑭道路欄には、幅員(すべての種類)、延長距離、最大横断勾配、路面の仕上げ等を記入すること。
11. ⑮排水施設欄には、直角式、しゃ集式、放射式等の方法の別及び排水管の材料等の構造を記入すること。
12. ⑰公園、緑地、広場欄には、公園、緑地又は広場の別、その中に設ける施設等を記入すること。
13. ⑳消火水欄には、消防活動のための水の供給方法、消火栓、防火用水等を記入すること。
14. ㉑公益的施設欄には、教育、医療、購買等の施設を予定している場合に、その施設を記入すること。
15. ㉒その他欄には、汚水処理施設等がある場合に、その種類、摘要等を記入すること。



様式第14号(第2条関係)

登録番号 号

開発登録簿(調書)

開発許可 年月日番号		地位の承継 年月日番号		公共の施設の区 域の地名地番
開発許可を 受けた者の 住所・氏名		地位の承継 者の住所・ 氏名		
工事施工者 住所・氏名				変更
工事設計者 住所・氏名				
開発区域に含まれる 地域の名称及び面積	面積： m <sup>2</sup>			
予定建築物の用途				
公共施設の種類				
開発の目的				
法第41条第1項の 建築制限内容				
許可の条件				
工事 完了 検査	工区名			
	工事完了年月日			
	工事完了検査年月日			
	検査済証交付年月日			
	公告年月日			
備考	非線引き都市計画区域 (用途地域)			

様式第15号(第4条関係)

開発許可標

許可年月日番号	
工事の場所	
施行面積	
工事施工者	
工事設計者	
工事管理者	
工事の名称	
許可を受けた者	

備考 寸法は、横100cm以上、縦80cm以上とすること。

様式第16号(第5条関係)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 (宛先)加賀市長 許可申請者 住所 氏名		※ 手数料欄	
区 分		変更前	変更後
1 開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	(1) 開発区域に含まれる地域の地名地番		
	(2) 開発区域の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(3) 予定建築物等の用途		
	(4) 工事施工者住所氏名		
	(5) 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		
	(6) その他必要な事項		
2 開発許可の許可番号		年 月 日	第 号
3 変更の理由			
※ 変更の許可に付した条件			
※ 変更許可の許可番号		※受付番号	
年 月 日 号		年 月 日 号	

- 備考
- ※印のある欄は記入しないこと。
  - 許可申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
  - 1の(6)欄は、開発行為の変更を行うことについて農地法その他の法令による許可、許可等を要する場合に、その手続きの状況を記入すること。

様式第17号(第5条関係)

年 第 号  
月 月 日

開発行為変更許可通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付で申請のあった開発行為の変更は、都市計画法第35条の2第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

区 分		変更前	変更後
1 開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	(1) 開発区域に含まれる地域の地名地番		
	(2) 開発区域の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(3) 予定建築物等の用途		
	(4) 工事施工者住所氏名		
	(5) 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		
	(6) その他必要な事項		

許可条件



第 号  
年 月 日

開発行為変更不許可通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更は、下記の理由により不許可と  
します。

記

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、石川県開発審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第19号(第6条関係)

開発行為変更届出書

年 月 日

(宛先)加賀市長

届出者 住所  
氏名

都市計画法第35条の2第3項の規定による開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

変更前	変更後

2 変更の理由

3 開発許可の許可番号 年 月 日 第 号

※受理年月日番号	※受付番号
年 月 日 号	年 月 日 号

- 備考 1. ※印のある欄は記入しないこと。  
2. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第20号(第6条関係)

年 第 号  
月 日

開発行為変更届出書受理通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



都市計画法第35条の2第3項の規定により、 年 月 日付けで届出のあった開発行為変更届出書を受理しました。

記

1 変更に係る事項

変更前	変更後

2 変更の理由

様式第21号(第7条関係)

建築等着工承認申請書

年 月 日

(宛先)加賀市長

申請者 住所  
氏名

都市計画法第37条第1号の規定により、次のとおり建築物等の着工の承認を受けたいので、申請します。

開発許可を受けた地域の地名地番	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の工事予定年月日	
建築物又は特定工作物の敷地の地名地番	
建築物又は特定工作物の概要	
工事の状態	
理由	
※承認年月日番号	※受 付
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号

備考

1. ※印のある欄は、記入しないこと。
2. 承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第22号(第7条関係)

年 月 日  
第 号

建築等承認通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった建築物の建築(特定工作物の建設)は、都市計画法第37条第1号の規定により、下記のとおり承認します。

記

開発許可を受けた地域の地名地番	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の工事予定年月日	
建築物又は特定工作物の敷地の地名地番	
建築物又は特定工作物の概要	
工事の状況	

承認の条件

第 号  
年 月 日

建築等否認通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった建築物の建築(特定工作物の建設)は、下記の理由により承認しません。

記

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、石川県開発審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第24号(第8条関係)

制限区域内における建築の許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、制限区域内の建築の許可を申請します。 年 月 日 (宛先)加賀市長 許可申請者 住所 氏名		※ 手数料欄
開発許可を受けた地域の地名地番		
開発許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
許可を受けた者の住所氏名		
予定建築物		
制限を受けた内容		
許可を受けようとする内容		
申請の理由		
※許可の許可番号		※受付番号
年 月 日 号	年 月 日 号	

- 備考 1. ※印のある欄は記入しないこと。  
 2. 許可申請者又は法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第25号(第8条関係)

年 月 日  
第 号

制限区域内における建築の許可通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付で申請のあった制限区域内における建築の許可は、都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、下記のとおり許可します。

記

開発許可を受けた地域の地名地番	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の住所氏名	
予 定 建 築 物	
制 限 を 受 け た 内 容	
許 可 を 受 け よ う と す る 内 容	
申 請 の 理 由	

許可条件



様式第26号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

制限区域内における建築の不許可通知書

(住 所)

(氏 名)

加賀市長



年 月 日付で申請のあった制限区域内における建築の許可は、都市計画法  
第41条第2項ただし書の規定により、下記のとおり不許可とします。

様式第27号(第9条関係)

予定建築物等の用途変更許可申請書

年 月 日

(宛先)加賀市長

申請者 住所  
氏名

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、次のとおり予定建築物等の用途変更の許可を受けたいので、申請します。

開発許可を受けた地域の地名地番	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた建築物又は特定工作物の用途	
変更後の建築物又は特定工作物の用途	
変更後の建築物又は特定工作物の敷地の地名地番	
変更の理由	
※許可条件	※手数料欄
※ 許可年月日番号	※ 受 付
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号

備考

- ※印のある欄は、記入しないこと。
- 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第28号(第9条関係)

年 月 日  
第 号

予定建築物等の用途変更許可通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった予定建築物の変更(特定工作物の変更)は、都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、下記のとおり許可します。

記

開発許可を受けた地域の地名地番	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた建築物又は特定工作物の用途	
変更後の建築物又は特定工作物の用途	
変更の理由	

許可条件

様式第29号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

予定建築物等の用途変更不許可通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった予定建築物の変更(特定工作物の変更)は、下記の理由により不許可とします。

記

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、石川県開発審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第30号(第11条関係)

年 第 号  
月 月 日

開発行為検査終了済書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



下記の開発行為の工事完了検査を終了しました。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発許可を受けた者の 住所及び氏名	
開発区域の地名地番	
公共施設の種別 (分筆地番がある場合に限 る)	道 路 公 園 水 路 その他( )
現場検査年月日	
その他	

- 備考 1. この書面は、都市計画法第36条第2項の検査済証ではありません。  
2. 土地利用計画に基づく土地の分筆及び地目変更の手続き完了後に新たな地籍図及び土地の登記事項証明書を提出して検査済証の交付を受けてください。

地位の承継届出書

(宛先)加賀市長

承継人 住所  
氏名

都市計画法第44条の規定により、次の者から許可に基づく地位を承継したので、届け出ます。

許可を受けた者の住所氏名	
許可を受けた地域の地名地番	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可の種類	
承継の理由	
※ 受理年月日番号	※ 受付
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号

備考

- ※印のある欄は、記入しないこと。
- 承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第32号(第13条関係)

年 第 号  
月 月 日

地位の承継届出書受理通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



都市計画法第44条の規定により、 年 月 日付で届出のあった地位の承継届出書を受理しました。

記

許可を受けた者の住所氏名	
許可を受けた地域の地名地番	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可の種類	
承継の理由	

## 地位の承継承認申請書

(宛先)加賀市長

申請者 住所  
氏名

都市計画法第45条の規定により、次の者から次の開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことによる当該開発許可に基づく地位を承継する承認を受けたいので、申請します。

許可を受けた者の住所氏名	
許可を受けた地域の地名地番	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
予定建築物等の用途	
申請の理由	※ 手数料欄
※ 承認年月日番号	※ 受 付
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号

## 備考

- ※印のある欄は、記入しないこと。
- 承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。



様式第34号(第14条関係)

年 月 日  
第 号

地位の承継承認通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった地位の承継は、都市計画法第45条の規定により、下記のとおり承認します。

記

許可を受けた者の住所氏名	
許可を受けた地域の地名地番	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
予定建築物等の用途	
承認の理由	

第 号  
年 月 日

地位の承継否認通知書

(住 所)  
(氏 名)

加賀市長



年 月 日付けで申請のあった地位の承継は、下記の理由により承認しません。

記

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、石川県開発審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

開発登録簿の写し交付申請書

(宛先)加賀市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

下記の土地に係る開発登録簿の写しの交付を申請します。

記

1. 土地の地名及び地番

2. 交 付 枚 数 枚

手数料欄	※
------	---

備考

1. ※印のある欄は記入しないこと。